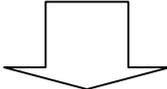


件名	愛媛県副知事定数条例
主管課	人事課
根拠法令等	地方自治法の一部を改正する法律（平成18年6月7日公布、平成19年4月1日施行）
<p>【制定の理由】</p> <p>地方自治法の一部を改正する法律（平成18年法律第53号）が施行されることに伴い、副知事の定数を原則1人とする地方自治法の規定が削除され、引き続き副知事を1人とする地方公共団体であっても新たに定数条例を定める必要があるため。</p> <p>【条例】</p> <p>愛媛県副知事定数条例</p> <p>副知事の定数は、1人とする。</p> <p>附 則</p> <p>この条例は、平成19年4月1日から施行する。</p>	
施行日	平成19年4月1日
<p>【その他参考事項】</p> <p>地方自治法の改正内容</p> <p>[改正前]</p> <p>第161条 <u>都道府県に副知事1人を置く。但し、条例でこれを置かないことができる。</u></p> <p>市町村に助役1人を置く。但し、条例でこれを置かないことができる。</p> <p><u>副知事及び助役の定数は、条例でこれを増加することができる。</u></p> <div style="text-align: center;">  </div> <p>[改正後]</p> <p>第161条 <u>都道府県に副知事を、市町村に副市町村長を置く。ただし、条例で置かないことができる。</u></p> <p><u>副知事及び副市町村長の定数は、条例で定める。</u></p> <p>過去例</p> <p>副知事の定数を2人とする条例（平成11年7月4日～平成17年3月31日）</p>	